

新型コロナウイルス感染症における旭川医科大学大学院学則第5条第1項の特例規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学  
学長代行 理事 松野丈夫

新型コロナウイルス感染症における旭川医科大学大学院学則第5条第1項の特例規程の一部を改正する規程（案）

新型コロナウイルス感染症における旭川医科大学大学院学則第5条第1項の特例規程（令和3年旭医大達第29号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和3年3月29日から施行し、令和3年3月1日在籍者から適用する。 (特例規程の失効)</p> <p>2 この規程は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年3月28日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 新型コロナウイルス感染症による影響が依然として続いていることから当該規定の延長が必要なため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和3年3月29日から施行し、令和3年3月1日在籍者から適用する。 (特例規程の失効)</p> <p>2 この規程は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

